

大槌町営建設工事に係る指名停止措置要綱

(昭和57年5月1日大槌町告示第53号)

(目的)

第1 この要綱は、大槌町営建設工事に係る指名競争入札、一般競争入札における指名停止(以下「指名停止」という。)について必要な措置を定めることにより、大槌町営建設工事の適切な施工を確保することを目的とする。

(指名停止)

第2 指名停止とは、大槌町営建設工事請負資格業者(以下「有資格業者」という。)が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第2項及びこれを準用する政令代167条に11の規定に該当することとなった場合において、一定期間、指名競争入札、一般競争入札に参加させない決定をすることをいう。

2 町長は、有資格業者が、別表第1及び別表第2の各号(別表各号)という。)に掲げる措置要件の一に該当すると認めるときは、大槌町入札参加者選考委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いたうえ、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 町長が第2項の指名停止を行った時は契約担当者は、当該有資格業者を入札に参加させてはならない。当該有資格業者を構成員に含む特定共同企業体についても同様とする。この場合、当該指名停止に係る有資格業者及び当該有資格業者を構成員に含む特定共同企業体を現に指名しているとき、又は個別工事ごとの入札参加の確認をしているときは、それぞれ当該指名又は、当該確認を取り消すものとする。

(下請負人に関する指名停止)

第3 町長は、第2第2項の規定により元請負人について、指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を伏せて行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4 有資格業者が一定の事案により別表各号の掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期2倍(当初の指名停止の1月に満たないときは、1.5倍)の期間を加重する。

一 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指

名停止の期間中を含む。)にそれぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

ニ 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間にそれぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき。(全豪に掲げる場合を除く。)

- 3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 町長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は有資格業者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止に期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 前2項の場合において、特に重大と認められる事案については、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第5 町長は、有資格業者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重することができる。

一 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第4号又は第6号に該当したとき。

ニ 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省庁の長などによる調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

三 町又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

四 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合で、公正取引委員会の排除勧告、課徴金納付命令に対し審判手続きが開始され、審決の結果、独占禁止法違反に該当すると判断された業者で、当該審決に至る経緯、内容等から、指名停止の期間を加重することが適当と認められるとき。

(指名停止期間の変更)

第6 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかになったときは、各表各号及び第4各項に定める期間の範囲内で委員会の意見を聴いて指名停止の期間を変更することができる。

2 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該指名停止に係る事案について責を負わないことが明らかになったときは、有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止に係る通報)

第7 各課長は、その分掌する事務に関して有資格業者が各表各号に掲げる措置要件の一に該当する疑いがあると認めるとき又は第5各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく指名停止等事由通報書(様式第1号)により副町長に通報するものとする。

(指名停止の通知)

第8 町長は、第2第1項若しくは第3の規定により指名停止を行い、第5第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書(様式第2号)指名停止期間変更通知書(様式第3号)又は指名停止解除通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 副町長は、町長が前項の規定により、指名停止等の通知をしたときは、指名停止等通知書(様式第5号)により関係する課長に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が町の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第9 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を受けた時は、この限りではない。

(下請けの禁止)

第10 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が町営建設工事を下請けし、若しくは受託することを認めてはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要綱は、昭和57年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月28日から適用する。